

くらしの法律救急箱



第25回 遺産分割協議に関するギモン

Q1 相続人は必ず遺産分割協議をしなければならないのですか。

A1 例えば、遺言によって、相続人各自に遺産が与えられ、取得するまでの手続きもスムーズに進むような場合には、相続人間で話し合う必要はありません。

他方、遺言がない場合には、法定相続分が基準となりつつも、具体的に各自が取得する遺産について協議が必須であり、また、生前に被相続人から多額の贈与を受けている相続人がいる場合には法定相続分による不公平になることもありますので、相続人間の話し合いである遺産分割協議が必要な場合が多いといえるのではないのでしょうか。

Q2 負債を誰が負担するかという点についても、協議で決定することができますか。

A2 遺産分割の対象となるのはプラスの財産であり、被

相続人の借金などのマイナス財産は、相続開始と同時に、共同相続人がその相続分に応じて承継することとなります。したがって、遺産分割協議によってその負担を決めるものではないこととなります。

もつとも、相続人のうち特定の人が債務を引き継ぐという合意は、相続人間では有効となります。実際上も、例えば、被相続人の営んでいた事業を相続人の一人が承継する場合、事業の借入金も引き継ぐといった話し合いが行われることはよくあります。ただし、前述のとおり、債権者（金融機関など）との関係では、相続人がその相続分に応じて義務を負うのが原則ですので、債権者に対しても合意の効力を及ぼせるためには、債権者に承諾してもらったための交渉等が必要となります。

Q3 遺産分割協議は、どのタイミングで行えばよいのでしょうか。

A3 遺産分割協議そのものには期限はありません。しかし、まず気になるのが相続税の申告納付期限です。これは被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

か月以内とされており、相続税基礎控除を上回る遺産があれば、原則として相続税の申告と納付が必要となります。この期限までに遺産分割協議がまとまらない場合は、未分割として申告すればよいのですが、申告期限に合わせるためにギリギリになって遺産分割協議が強引に進められ、それが原因となって相続人が対立し、問題がかえって複雑・長期化するケースが見受けられます。

逆に、遺産分割協議を全く行わないまま、次の世代の相続が発生し、結果的に、遺産分割協議に加えなければならぬ相続人の人数が多くなり、事務手続きも含めて労力が増すケースも少なくありません。

他方、相続を放棄したいと考える方にとっては、裁判所に対する相続放棄の手続きが必要となりますが、この期間は「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」とされています。

このような事情を踏まえると、遺産分割協議の先送りはお勧めできません。例えば、四十九日に親族が顔を合わせる場があれば、これにあわせて協議を開始することも多いようです。

Q4

遺産分割についての話し合いが成立したときは、ど

のような書類を作成するのでしょうか。

A4

遺産分割協議が成立したときは、その結果を明確にし、後日の紛争を防ぐためにも遺産分割協議書を作成しておくべきです。ただし、これを作成することにより、協議の成立が決定的なものとなえられますので、慎重に内容を検討し、納得した上で、署名押印を行うようにしましょう。

遺産のうち不動産がある場合は、遺産分割協議書を証明資料として所有権移転登記をするのが一般的ですが、逆に不備があれば登記手続きに支障が生じることから、形式面でも注意が必要であり、事前にチェックしてもらうなど、専門家に関与してもらうほうが安心です。

預貯金等については、金融機関等により相続手続きの取扱いが異なり、遺産分割協議書を提示するだけではなく、所定の用紙に相続人全員の署名押印を要求される場合もありますので、事前に手続きの確認をしておくといでしょう。

遺産分割協議書は作成後に相続人それぞれが保管するため、相続人の人数分を作成し、それに相続人全員が自書で署名し、実印で押印するのが一般的です。